

工事成績採点の配分表

審査項目 (1)		評定者	主任監督員					総括監督員 (総括監督員が置かれていない工事では主任監督員)					検査員(中間・一部完成) <平均点> 中間・一部完成検査が複数回あった場合					検査員(中間・一部完成) 中間・一部完成検査が1回の場合					検査員(完成)											
			A	B	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D
1	施工体制																																	
	細別																																	
2	施工体制一般		+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																											
	配置技術者		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																											
	施工管理		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10							+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15						
	工程管理		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15																						
3	安全対策		+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15																						
	対関係		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																											
	出来形		+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	品質		+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0							+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
4	出来ばえ																	+5.0	+2.5	0	-5.0	+5.0	+2.5	0	-5.0	+5.0	+2.5	0	-5.0					
	出来ばえ																																	
5	施工特性	5						+20.0	~	0																								
6	創意工夫	6	+7.0	~	0																													
7	社会性等							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																						
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)			+					+										+																
評定点 (65±加減点合計)		2	-					-										-																
評定点計		3	点					点					<平均点> 点					点																
			点					点					点					点																
7 法令遵守等		7						点																										
8 総合評定点		8	点					評定点計(点)					点					点																
9 総合評価技術提案(履行、不履行、対象外)		9																																
所見		10	(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)																					

- 各審査項目ごとの採点は、「工事成績採点の審査項目運用表」(主任監督員が別紙-1 ~、総括監督員は別紙-2 ~、検査員は別紙-3 ~⑩)による。
- 65点 + 1~3の評定(加減点合計) + 4~6の評定(加減点合計) = 評定点
- 評定者毎の評定比率は、主任監督員が40%、総括監督員が20%、検査員が40%とする。また中間・一部完成検査がある場合の検査員の評定比率は、中間・一部完成検査の検査員が20%、完成検査員が20%とし、中間・一部完成検査が複数回ある場合の評定点はその平均値とする。
- 「4 工事特性」、「5 創意工夫」、「6 社会性等」は加減点評価のみとする。また、「7 法令遵守等」は、減点評価のみとする。
- 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
- 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
- 総合評定点は、四捨五入により整数とする。
- 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」と記入する。
- 所見は必要な場合に記載する。特に手直しに関する「指示」や「修補」については、その理由を記載する。
- 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等を考慮しないこと。なお、検査の結果、手直し等があった場合は、手直し前の状態を対象として評定すること。また、監督員の評定は工事期間を通して行うこと。
- 総括監督員が置かれていない工事では、総括監督員が行う採点を主任監督員が行う(当初設計金額250万円~500万円)。

## 細目別評定点算出表

項目	細別	主任監督員	総括監督員	検査員(中間・一部完成)平均	検査員(完成)	細目別評定点
1 施工体制	施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9$ =				/3.3 点
	配置技術者	$\times 0.4 + 2.9$ =				/4.1 点
2 施工状況	施工管理	$\times 0.4 + 2.9$ =		平均:	$\times 0.4 + 6.5$ =	/13.0点
	工程管理	$\times 0.4 + 2.9$ =	$\times 0.2 + 3.2$ =			/8.1 点
	安全対策	$\times 0.4 + 2.9$ =	$\times 0.2 + 3.3$ =			/8.8 点
	対外関係	$\times 0.4 + 2.9$ =				/3.7 点
3 出来形及び 出来ばえ	出来形	$\times 0.4 + 2.8$ =		平均:	$\times 0.4 + 6.5$ =	/14.9点
	品質	$\times 0.4 + 2.9$ =		平均:	$\times 0.4 + 6.5$ =	/17.4点
	出来ばえ			平均:	$\times 0.4 + 6.5$ =	/8.5点
4 工事特性	施工条件等への 対応		$\times 0.2 + 3.3$ =			/7.3 点
5 創意工夫	創意工夫	$\times 0.4 + 2.9$ =				/5.7 点
6 社会性等	地域への貢献等		$\times 0.2 + 3.2$ =			/5.2 点
7 法令遵守等			$\times 1.0$ =			
総合評定点						0 /100.0点
8 総合評価技術提案 (履行 不履行 対象外)						

中間・一部完成検査があった場合は( + + /2 + /2) = 細目別評定点  
(中間・一部完成検査が計2回以上の場合は、 を平均する)  
中間・一部完成検査がなかった場合は( + + ) = 細目別評定点

## 工事成績採点の考査項目運用表(別紙-1 ~ 4)

宮崎県

工事成績採点の審査項目運用表 様式一覧

評定者	審査項目	細別	工種	様式番号	備考	
主任監督員	1 施工体制	施工体制一般		別紙-1		
		配置技術者				
	2 施工状況	施工管理			1	
		工程管理				
		安全対策			1	
		対外関係				
	3 出来形及び 出来ばえ	出来形	土木工事		1	
			機械設備工事(土木)			
			電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事(土木)		1	
			建築工事			
品質		土木工事		1		
		機械設備工事(土木)		1		
		電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事(土木)				
		維持・修繕工事		1		
		港湾浚渫工事				
		建築工事		1		
	電気設備工事(建築)					
	機械設備工事(建築)					
5 創意工夫	創意工夫	土木工事		1		
		建築工事		1		
総括監督員	2 施工状況	工程管理		別紙-2		
		安全対策		2		
	4 工事特性	施工条件等への対応	土木工事		2	
			建築工事		2	
	6 社会性等	地域への貢献等			2	
	7 法令遵守等				2	
検査員	2 施工状況	施工管理		別紙-3		
	3 出来形及び 出来ばえ	出来形	土木工事		3	
			機械設備工事(土木)		3	
			電気設備工事(土木)			
			建築工事			
		品質	1 小規模工事		3	当初契約500万円未満
			2 コンクリート構造物工事			
			3 土工事		3	切土、盛土、築堤等工事
			4 護岸・根固・水制工事			
			5 鋼橋工事			
			6 砂防構造物治山構造物及び地すべり防止工事		3	RC床版工事はコンクリート構造物に準じる。堰・水門等工場製作の鋼構造物を含む。集水井戸工事を含む。
			7 舗装工事			
			8 法面工事		3	
			9 基礎工事及び地盤改良工事		3	
			10 海岸工事			
			11 コンクリート橋工事		3	PC及びRCを対象。
			12 塗装工事			
			13 トンネル工事			
			14 植栽工事		3	
			15 防護柵(ロックネット)・公園施設(遊具)・標識・区画線等			
16 電線共同溝工事						
17 港湾築造工事			3	浚渫、海岸築造工事を含む。		
18 機械設備工事(土木)			3	建築工事に係るものを除く機械設備工事(可動堰、ポンプ等)		
19 電気設備工事(土木)			建築工事に係るものを除く電気設備工事(照明設備等)			
20 通信設備工事・受変電設備工事(土木)			建築工事に係るものを除く通信設備工事(テレメータ設備工、道路情報表示設備等)			

工事成績採点の審査項目運用表 様式一覧

評定者 検査員	審査項目	細別	工種	様式番号	備考		
3	出来形及び 出来ばえ	品質	21 下水・管工事	別紙-3			
			22 建築工事				
			23 電気設備工事(建築)				
			24 機械設備工事(建築)	3	建築工事		
			25 ほ場整備工・整地工・進入路工・暗渠排水工・用排水路工・道路工・2次製品(U字溝・BF・L型・ボックスカルバート)		建築工事		
			26 農地造成工・テラス・土壌改良・改良山成		整地工、道路工、水路工等		
			27 管水路				
			28 フィルダム・ため池				
			29 コンクリート2次製品(U字溝類・L字類・ボックスカルバート類・ブロック積・L型擁壁工・縁石工・地先境界ブロック・ブロック舗装工)	3	側溝・ブロック積み工事・L型擁壁工・縁石工・舗装ブロック工等		
			30 地すべり防止・抑止杭工				
			31 施設機械設備(用排水ポンプ)				
			32 施設機械設備(水門設備・除塵設備)				
			33 水管橋				
			34 魚礁工	3			
			35 山腹工・柵工・筋工・積苗工・伏工工事				
			36 補強土壁工				
			37 自然石工鉄線籠工	3			
			38 暗渠排水工事				
			39 矢板工事				
			40 根固・捨石ブロック工事	3			
			41 撤去・解体・除去等のみの工事(旧橋撤去、流木除去等)				
			42 河川の浚渫工事				
			43 維持工事(路面維持工事、応急処理工事等)	3 ㉑			
			44 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)				
			45 上記以外の工事				
				判断基準			品質の評価
		出来ばえ	出来ばえ	1 小規模工事	3 ㉒		
				2 コンクリート構造物			
				砂防構造物工事			
				治山構造物工事			
				海岸工事			
				トンネル工事			
				3 土工事	3 ㉓	盛土、築堤工事等	
				4 切土工事			
				5 護岸・根固・水制工事			
				6 鋼橋工事		堰・水門等工場製作を含む。	
				7 地すべり防止工事		集水井戸工事を含む。	
				8 舗装工事			
				9 法面工事			
				10 基礎工事		地盤改良等を含む。	
				11 コンクリート橋工事			
				12 塗装工事		工場塗装を除く。	
				13 植栽工事			
				14 防護柵(ロックネット)工事	3 ㉔	公園施設(遊具)を含む	
				15 標識工事			
16 区画線工事							
17 港湾築造工事(海岸築造工事を含む)							
18 港湾築造工事(地盤改良工事を含む)							
19 機械設備工事(土木)		建築工事に係るものを除く機械設備工事(可動堰、ポンプ等)					

工事成績採点の審査項目運用表 様式一覧

評定者	審査項目	細別	工種	様式番号	備考		
検査員	3 出来形及び 出来ばえ	出来ばえ	20 電気設備、照明設備工事 その他類似工事(土木)	別紙-3 ⑳	建築工事に係るものを除く電気設備工事(道路照明設備、情報板等)		
			21 維持修繕工事				
			22 電線共同溝工事				
			23 電気通信工事 受変電設備工事 その他類似工事(土木)				
			24 下水道・管工事				
			25 建築工事			3 ㉗	建築工事
			26 電気設備工事(建築)				建築工事
			27 機械設備工事(建築)	建築工事			
			28 ほ場整備工				
			29 農地造成工				
			30 管水路工	3 ㉘	側溝・ブロック積み工事・L型擁壁工・縁石工・舗装ブロック工等 用排水ポンプ、水門、除塵設備		
			31 フィルダム・ため池				
			32 コンクリート2次製品類				
			33 施設機械設備				
			34 水管橋	3 ㉙	コンクリート製、鋼製、FRP製		
			35 魚礁工				
			36 山腹工				
			37 補強土壁工				
			38 暗渠排水工事				
			39 撤去、解体、除去等のみの工事				
			40 河川の浚渫工事			3 ㉚	
41 上記以外の工事							
					出来ばえの評価		

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

主任監督員

〔記入方法〕 該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	細別	A	B	C	D	E
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
1 施工体制	施工体制一般	「評価対象項目」 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 1 施工計画書を、工事着手前に提出している。 2 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 3 元請が下請の作業成果を検査している。 4 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 5 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 6 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 7 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 8 その他( ) 9			10 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・D 11 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・E	
		該当項目(評価値)が 90%以上・・・A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満・・・B 該当項目(評価値)が 80%未満・・・C			当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。	
	配置技術者(現場代理人等)	「評価対象項目」 [全体を評価する項目] 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 [現場代理人を評価する項目] 3 現場代理人が、工事全体を把握している。 4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 5 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 [監理(主任)技術者を評価する項目] 6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 8 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 10 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 11 その他( )			12 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・D 13 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・E	
		該当項目(評価値)が 90%以上・・・A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満・・・B 該当項目(評価値)が 80%未満・・・C			当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。	

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

主任監督員

〔記入方法〕 該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	細別	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の事項に該当しない	D やや不適切である	E 不適切である
2 施工状況	施工管理	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。                  2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。                  3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。                  4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。                  5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。                  6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。                  7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。                  8 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。                  9 工事打合せ簿を、不足無く整理している。                  10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。                  11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。                  12 その他( )</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 . . . . . A                  該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 . . . . . B                  該当項目(評価値)が 80%未満 . . . . . C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。                  対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)                  計算の値で評価する。                  評価値( %) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数                  なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。</p>			13 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば . . . D	14 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば . . . E
	工程管理	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。                  2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。                  3 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。                  4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。                  5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。                  6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。                  7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。                  8 休日の確保を行っている。                  9 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。                  10 その他( )</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 . . . . . A                  該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 . . . . . B                  該当項目(評価値)が 80%未満 . . . . . C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。                  対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)                  計算の値で評価する。                  評価値( %) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数                  なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。</p>			11 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば . . . D	12 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば . . . E



工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

主任監督員

〔記入方法〕 該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	細別	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の事項に該当しない	D やや不適切である	E 不適切である
2 施工状況	安全対策	「評価対象項目」 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 2 災害防止協議会(工事安全協議会)等を1回/月以上行っている。 3 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 6 過積載防止に取り組んでいる。 7 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 8 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 10 その他( )  該当項目(評価値)が 90%以上 . . . . . A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 . . . . . B 該当項目(評価値)が 80%未満 . . . . . C			11 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。  上記該当事項があれば . . . D  12 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば . . . E	
	対外関係	「評価対象項目」 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指摘事項がない。 2 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 3 工事施工にあたり、地元(入居官署等を含む)との適切な調整を行った。 4 苦情に対する的確に対応し、良好な対外関係であった。 5 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情に対して適切な対応を行っている。 6 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 7 工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者に分かりやすく周知している。 8 その他( )  該当項目(評価値)が 90%以上 . . . . . A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 . . . . . B 該当項目(評価値)が 80%未満 . . . . . C			9 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。  上記該当事項があれば . . . D  10 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば . . . E	

工事成績採点の考査項目運用表

主任監督員用

〔記入方法〕 該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	工種	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ  出来形	土木工事	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、A、Bに該当しない。または、出来形管理項目を設定していない。	4 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	5 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		<p>ばらつき判断は別紙 - 4参照。</p> <p>出来形の測定は、工事全般を通じて評価するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき</p> <p>所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p>				
	機械設備工事 (土木)	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の評価に値しない	D	E
		<p>「評価対象項目」</p> <p>1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 5 不可視部分の出来形を写真撮影している。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8 社内の管理基準に基づき管理している。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11 その他( )</p> <p>評価値が80%以上……………A 評価値が60%以上80%未満……………B 評価値が60%未満……………C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>			12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	13 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

[記入方法] 該当する項目の に		マークを記入する。			主任監督員用	
審査項目	工種	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ  出来形	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事  (土木)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	14 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。</p> <p>2 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。</p> <p>3 不可視部分の出来形を写真撮影している。</p> <p>4 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。</p> <p>5 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。</p> <p>6 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。</p> <p>7 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。</p> <p>8 測定機器のキャリブレーションを、定期的を実施している。</p> <p>9 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</p> <p>10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>11 社内の管理基準に基づき管理している。</p> <p>12 その他( )</p> <p>評価値が80%以上……………A                      評価値が60%以上80%未満……………B                      評価値が60%未満……………C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。                      対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)                      計算の値で評価する。                      評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数                      なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>					
	建築工事 電気設備(建築) 機械設備(建築)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	10 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	11 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 承諾図等が、設計図書を満足している。</p> <p>2 施工図等が、設計図書を満足している。</p> <p>3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。</p> <p>4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。</p> <p>5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。</p> <p>6 出来形の管理方法を工夫している。</p> <p>7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。</p> <p>8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p>9 その他( )</p> <p>評価値が90%以上……………A                      評価値が80%以上90%未満……………B                      評価値が60%以上80%未満……………C                      評価値が60%未満……………D</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。                      対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)                      計算の値で評価する。                      評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数</p>					

工事成績採点の考査項目運用表

主任監督員用

[記入方法] 該当する項目の に マークを記入する。						
考査項目	工種					
3 出来形及び出来ばえ	土木工事	ばらつきによる評価(小規模工事、浚渫工事、取り壊し工事以外)				
		A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の評価に該当しない	D やや不適切である	E 不適切である
		1 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	2 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	3 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、A、Bに該当しない。または、品質管理項目を設定していない。	4 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	5 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
品質		ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 品質管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。				
		ばらつき評価が適当でない場合(小規模工事、浚渫工事、取り壊し工事等)				
		A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の評価に該当しない	D やや不適切である	E 不適切である
		「評価対象項目」 6 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 7 緊急的な作業に対して迅速に対応している。 8 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取り組んでいる。 9 施工条件、気象条件を考慮して施工している。 10 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。 11 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。 12 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。 13 その他( )			14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	15 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		判断基準 該当6項目以上・・・A 該当4項目・・・B 該当3項目以下・・・C				

工事成績採点の考查項目運用表

[記入方法] 該当する項目の に マークを記入する。					主任監督員用	
考查項目	工種	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の評価に値しない	D やや不適切である	E 不適切である
3 出来形及び出来ばえ	機械設備工事 (土木)	「評価対象項目」 1 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足し、成績書にまとめられている。 5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他( )			21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	22 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
品質		判断基準 評価値が80%以上……………A 評価値が60%以上80%未満……………B 評価値が60%未満……………C 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。				
	電気設備工事・通信設備工事・変電設備工事 (土木)	「評価対象項目」 1 製作着手に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 3 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 13 その他( )			14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行った。	15 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		判断基準 評価値が80%以上……………A 評価値が60%以上80%未満……………B 評価値が60%未満……………C 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。				

工事成績採点の審査項目運用表

主任監督員用

審査項目	工種	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ  品質	維持・修繕工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 2 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 3 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 5 その他( ) 6 その他( ) 7 その他( ) 8 その他( )  判断基準 該当6項目以上・・・A 該当4項目・・・B 該当3項目以下・・・C  注) 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。			9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	10 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	港湾浚渫工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 【共通】 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。 4 作業船(機械)が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 5 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 6 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 7 土砂処分における土質改良が適切に行われている。 8 土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。 9 浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。 10 土砂仮置場における飛砂防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。 11 土捨場に制限がある場合、必要以上に余堀を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。  評価値が90%以上・・・A 評価値が80%以上90%未満・・・B 評価値が80%未満・・・C  当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。			12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	13 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

主任監督員用

考査項目	工種	A	B	C	D	E		
3 出来形及び出来ばえ  品質	建築物	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	やや不適切である	不適切である		
		「評価対象項目」 1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 4 躯体工事における施工の品質が、良好である。 5 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他( )  評価値が90%以上……………A 評価値が80%以上90%未満……………B 評価値が60%以上80%未満……………C 評価値が60%未満……………D			当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数		8 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	9 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
	電気設備工事 (建築)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	やや不適切である	不適切である		
	「評価対象項目」 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 3 品質確認記録の内容が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他( )  評価値が90%以上……………A 評価値が80%以上90%未満……………B 評価値が60%以上80%未満……………C 評価値が60%未満……………D			当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数		8 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	9 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。	
	機械設備工事 (建築)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	やや不適切である	不適切である		
	「評価対象項目」 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他( )  評価値が90%以上……………A 評価値が80%以上90%未満……………B 評価値が60%以上80%未満……………C 評価値が60%未満……………D			当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数		8 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	9 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。	

## 工事成績採点の審査項目運用表(土木工事)

主任監督員用

審査項目	工種	工 夫 事 項	主任監督員用
5 創意工夫	創意工夫	「評価対象項目」 〔施工〕	〔その他〕
	土木工事	1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫	33 その他( )
		2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫	
		3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫	
		4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫	34 その他( )
		5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫	
		6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫	
		7 照明などの視界の確保に関する工夫	35 その他( )
		8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫	
		9 運搬車両、施工機械等に関する工夫	
		10 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫	36 その他( )
		11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫	
		12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫	
		13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫	37 その他( )
		14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	
		15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 本項目は2点の加点とする。	38 その他( )
		16 特殊な工法や材料を用いた工事	
		17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事	
		18 (契約後VE対象工事の場合)受注者から宮崎県契約後VE方式実施要領(以下、「要領」という。)に規定するVE提案があり、要領第3条に規定する「提案を求める範囲」に該当することが確認でき、要領第5条第1項の技術審査会の審査に諮った場合。(VE提案の採否は関係なし)	39 その他( )
		19 (契約後VE対象工事の場合)上記18の技術審査会の審査を経てVE提案が採用された場合。	
		〔新技術活用〕	
		20 NETIS及び宮崎県新技術活用促進システムに登録された新技術を受注者からの提案により活用した。	
		〔品質〕	
		21 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫	
		22 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫	
		23 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫	
		24 配筋、溶接作業等に関する工夫	
		〔安全衛生〕	
		25 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 本項目は2点の加点とする。	
		26 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	
		27 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫	
	28 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫		
29 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫			
30 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫			
31 厳しい作業環境の改善に関する工夫			
32 環境保全に関する工夫			
記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点: ____0____ 点	〔創意工夫の詳細評価〕工夫の内容及び具体的内容を記載	

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

2. 評価は各項目において1つ1点が付けられれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「4 工事特性」との二重評価は行わない。



工事成績採点の考查項目運用表(建築工事)

主任監督員用

考查項目	工種	工夫事項	
5 創意工夫	創意工夫  建築工事	「評価対象項目」 【準備・後片付け関係】 1 測量・位置出しにおける工夫 2 現地調査方法の工夫 3 その他( )  【施工関係】 4 施工に伴う器具・工具・装置等の工夫 5 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み 6 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 8 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 9 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 10 照明・視界確保等の工夫 11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 12 運搬車両・施工機械等の工夫 13 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 14 施工管理及び品質向上等の工夫 15 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 16 仮設施工等の工夫 17 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 18 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 19 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 20 その他( )  【品質関係】 21 集計ソフト等の活用と工夫 22 躯体工事の品質管理の工夫 23 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 24 施工の検査・試験に関する工夫 25 品質記録方法の工夫 26 その他( )  【安全衛生関係】 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33 作業時における作業環境改善等の工夫 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 35 その他( )	【施工管理関係】 36 出来形の管理等に関する工夫 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 39 CAD、施工管理ソフト等の活用 40 CALSを活用した施工管理の工夫 41 その他( )  【その他】 <新技術活用> 新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。 42 NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点) 43 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) 44 NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)  <その他> 45 その他( )  46 その他( )
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点: 0 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
3. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「4 工事特性」との二重評価は行わない。
4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

総括監督員

[記入方法] 該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	細別	A	B	C	D	E
2 施工状況	工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>&lt;配点&gt;</p> <p>災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある工事における工程管理</p> <p>1 1 工程管理が優れていたため余裕をもって工事を完成させた(10%以上短縮)</p> <p>2 -1 工程管理の不備から工期が遅れ、工期末の突貫工事等が行われた。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>積極的な地元調整による工期内の工事完了</p> <p>1 1 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>2 -1 地元調整を怠ったことによるトラブルが原因で、工期末の突貫工事等が行われた。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>隣接する他の工事等との工程調整</p> <p>1 1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>2 -1 隣接する他の工事等との工程調整を怠ったため、工程の遅れが生じ、トラブルが発生した。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>工程管理に係る積極的な取り組み</p> <p>1 1 配置技術者が真剣かつ積極的に工期や工程について考える姿勢が見られた。</p> <p>2 -1 配置技術者が工期や工程について真剣に考える姿勢が見られない。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>工程管理に関する地域住民に対する公共工事のイメージアップ</p> <p>1 1 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p>2 -1 工程管理を怠ったことにより、地域住民に対し公共工事へのイメージダウンを与えた。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>工事施工箇所が広範囲に点在している場合における工程管理</p> <p>1 1 工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた(10%以上短縮)</p> <p>2 -1 工程管理の不備から工期が遅れ、工期末の突貫工事等が行われた。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>~ の該当項目の配点合計が +3以上 . . . . . A</p> <p>~ の該当項目の配点合計が +1~+2 . . . . . B</p> <p>~ の該当項目の配点合計が ±0 . . . . . C</p> <p>~ の該当項目の配点合計が -1~-2 . . . . . D</p> <p>~ の該当項目の配点合計が -3以下 . . . . . E</p>				

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

総括監督員

[記入方法] 該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	細別	A	B	C	D	E
2 施工状況	安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
<p>&lt; 配点 &gt;</p> <p>建設労働災害、公衆災害の防止</p> <p>1 1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p>2 -1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力を怠り事故や災害等が発生した。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>安全衛生管理体制の確立</p> <p>1 1 労働安全衛生法や規則等に基づく安全衛生管理体制(安全衛生管理組織等)を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p>2 -1 労働安全衛生法や規則等に基づく安全衛生管理体制が確立されていない。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>安全管理に関する技術開発や創意工夫</p> <p>1 1 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p>2 0 上記に該当しない。</p> <p>安全協議会活動への積極的な取り組み</p> <p>1 1 安全協議会が設置されている現場で、安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。</p> <p>2 -1 安全協議会が設置されている現場で、安全協議会活動に度々欠席したり、活動への取り組み状況が悪い。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>活発な安全衛生管理活動</p> <p>1 1 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>2 -1 安全衛生管理活動への取り組みが悪い。</p> <p>3 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>安全対策への取り組み</p> <p>1 1 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p>2 0 上記に該当しない。</p> <p>~ の該当項目の配点合計が +3以上 . . . . . A</p> <p>~ の該当項目の配点合計が +1~+2 . . . . . B</p> <p>~ の該当項目の配点合計が ±0 . . . . . C</p> <p>~ の該当項目の配点合計が -1~-2 . . . . . D</p> <p>~ の該当項目の配点合計が -3以下 . . . . . E</p>						

工事成績採点の考査項目運用表(土木工事)

総括監督員

〔記入方法〕該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	〔事例〕 具体的な評価技術力項目及び工事事例
4	工事特性	<p>技術力キーワード一覧表</p> <p>1 構造物固有の難しさへの対応 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p>2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化化する工事</p> <p>3 その他( )</p> <p>上記の対応事項に1つ以上 が付けば4点の加点とする。</p>	<p>〔事例〕 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>〔事例〕 構造物固有の施工難度と対応工法等〕</p> <p>(1 について)</p> <p>切土の土工量:20万m<sup>3</sup>以上、盛土の土工量:15万m<sup>3</sup>以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(ツールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m<sup>2</sup>以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の床体面積:50m<sup>2</sup>/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m<sup>2</sup>以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m<sup>2</sup>以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m<sup>3</sup>以上、流路工の計画高水流量:500m<sup>3</sup>以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m<sup>3</sup>/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上、(環境)治山ダム:15m以上、(環境)山腹工施工面積:1ha以上、(環境)林道開設延長:1500m以上、(農政)開水路工:20m<sup>3</sup>以上、(農政)推進工(羽工、泥水加圧):2000mm以上、(農政)掛橋工・樋管:30m以上、(農政)頭首工:径間数4径間以上、(農政)用排水機場:20m<sup>3</sup>以上、(農政)パイプライン:2000mm以上、(農政)水路トンネル(従来工法):1.8m&lt;H&lt;4m</p> <p>(2 について)</p> <p>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河内内の流水部における橋脚の撤去工事、 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 ・(港湾)浚渫土砂の長距離輸送、大型ケーソン等の長距離回航、大型作業船を駆使する工事 ・(港湾)沈埋トンネルの製作・築造で高度な技術を要する工事、特殊ケーソンの製作工事 ・(港湾)構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき工事特性があると評価された工事 ・(農政)鉄道に隣接又は横断する水路工事、伏越等の河川横断工事 ・(農政)供用中の施設の改修工事等</p> <p>(3 について)</p> <p>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事、 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事、 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事、 ・(環境)工作物の構造が複雑な木製構造物による工事</p>
4	都市部等の作業環境、社会条件等への対応	<p>4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>7 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>8 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p>9 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>10 (港湾)工事区域周辺の航行船舶への配慮</p> <p>11 その他( )</p> <p>上記の対応事項に1つ以上 が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(4 について)</p> <p>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事、 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事、 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事、 ・(農政)鉄道又は道路をアンダーパスする水路工事等、</p> <p>(5 について)</p> <p>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事、 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事、 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事、</p> <p>(6 について)</p> <p>・市街地での夜間工事、 ・DID地区での工事、</p> <p>(7 について)</p> <p>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事、 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事、 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事、</p> <p>(8 について)</p> <p>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事、</p> <p>(9 について)</p> <p>・作業現場が広範囲に分布している工事、</p> <p>(10 について)</p> <p>・(港湾)一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事、 ・(港湾)大気圧を超える気圧下の作業室での工事、 ・(港湾)酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事、地上・水面から10m以上(10m以下)での工事、 ・(港湾)工程上他工事の制約を受け、船舶・機械、人員の増強を行った工事、</p> <p>(11 について)</p> <p>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事、 ・冬期施工のため、大規模な防寒冬用いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事、 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事、</p>
12	厳しい自然・地盤条件への対応	<p>12 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>13 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p>14 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p>15 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>16 (港湾)工事区域周辺の航行船舶への配慮</p> <p>17 資材運搬路等に制限を受けた工事(ケーブルクレーン、モノレール等)</p> <p>18 その他( )</p> <p>上記の対応事項に1つ以上 が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(12 について)</p> <p>・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事、 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事、 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事、</p> <p>(13 について)</p> <p>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事、 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事、</p> <p>(14 について)</p> <p>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)、 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事、 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事、</p> <p>(15 について)</p> <p>・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事、</p> <p>(16 について)</p> <p>・(港湾)潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事、</p> <p>(17 について)</p> <p>・急峻な地形で、資材運搬等に制約(ケーブルクレーン、モノレール等)を受ける工事</p> <p>(18 について)</p> <p>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事、 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事、</p>
19	長期工事における安全確保への対応	<p>19 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)</p> <p>20 その他( )</p> <p>上記の対応事項に1つ以上 が付けば6点の加点とする。</p>	<p>〔工事特性の詳細評価〕評価内容を具体的に記載</p>
	評 価	評 点	点

1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。  
2 主任監督員が評価する「S」創意工夫との二重評価は行わない。  
3 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。  
4 を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の審査項目運用表(建築工事)

総括監督員

[記入方法] 該当する項目の に マークを記入する。

審査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	[事例] 具体的な評価技術力項目及び工事事例	
4 工事特性	施工条件等への対応 建築工事	建物規模への対応 1 延べ面積10,000㎡以上の建物 2 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 3 大空間のホール等を有する建物 4 その他( ) 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。		
		建物固有の機能の難しさへの対応 5 対象建物の耐震レベル 6 建物機能の特殊性 7 その他( ) 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	[評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において 類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物	
		建物固有の施工技術の難しさへの対応 8 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 9 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 10 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 11 その他( ) 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	[評価技術事例] ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事	
		厳しい自然・地盤条件への対応 12 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 13 軟弱地盤、支持地盤の影響 14 雨・雪・風・気温等の影響 15 その他( ) 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	[評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事	
		厳しい周辺環境、社会条件との対応 16 地中埋設物等の作業障害 17 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20 その他( ) 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	[評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事	
		施工現場での対応 21 【長期工事における安全確保への対応】 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 22 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 23 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 24 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 25 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 26 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 27 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 28 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 29 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 30 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 31 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 32 その他( ) 上記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。	[工事特性の詳細評価] 評価内容を具体的に記載	
		評価	評点: 点	

- 1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
- 2 主任監督員が評価する「5 創意工夫」との二重評価は行わない。
- 3 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。
- 4 レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

総括監督員用

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C
6 社会性等	地域への貢献 等	優れている	Bより優れている	やや優れている	Cより優れている	他の評価に該当しない
<p>「評価対象項目」</p> <p>1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p>2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p>5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p>7 その他( )</p> <p>8 該当無し</p> <p>該当項目が4項目以上 . . . . . A</p> <p>該当項目が3項目以上 . . . . . A'</p> <p>該当項目が2項目以上 . . . . . B</p> <p>該当項目が1項目以上 . . . . . B'</p> <p>該当項目がなし . . . . . C</p>						

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

総括監督員用

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7 法令遵守等		
	措置内容	点数
	1 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20点
	2 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点
	3 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
	4 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
	5 文書注意	- 8点
	6 口頭注意	- 5点
	7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点
	8 その他 理由: ( )	- 点
	9 該当無し	
<p>本考査項目(7 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。  「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。  「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。  総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.その他の項目で減ずる措置を行う。</p>		
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> </ol>		

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

検査員

[記入方法] 該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	細別	A	B	C	D	E		
2 施工状況	施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である		
		「評価対象項目」 1 契約約款第18条第1項第1号から5号に掛かる設計図書の照査を行い、施工がなされている。 2 施工計画書と現場施工方法が一致している。 3 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 4 工事材料、機器材等の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 5 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 6 材料検収、工事施工等において良質な施工がなされたことが伺える記録がなされ整理もよい。 7 立会確認等の手続きが事前になされている。 8 工事記録の整備が適時、的確になされている。 9 リサイクルへの取り組みが適切になされている。 10 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 11 計画内容に変更が生じた場合は、その都度、当該工事着手前に変更計画書を提出している。 12 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 13 社内検査体制が確立され、有効に機能している。 14 工事の関係書類及び資料整理がよい。 15 その他( )			16	施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。  上記該当があれば・・・D	17	施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば・・・E
		該当項目(評価値)が 90%以上・・・A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満・・・B 該当項目(評価値)が 80%未満・・・C						
		当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値( )% = 評価( )数 / 対象評価項目( )数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。						



工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 該当する項目の に マークを記入する。

審査項目		A	A'	B	B'	C	D	E					
3	出来形 及び 出来ばえ  出来形	土木工事	優れている	Bより優れている	やや優れている	Cより優れている	他の事項に該当しない	やや劣っている	劣っている				
1	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	2	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目が該当する。	3	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	4	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	5	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、A～B'に該当しない。	12	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	13	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
6	<p>「評価対象項目」</p> <p>出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</p> <p>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p>その他( )</p> <p>「出来形のばらつき」</p> <p>ばらつきが規格値の概ね50%以内</p> <p>ばらつきが規格値の概ね80%以内</p> <p>ばらつきが規格値の80%を超える、又はばらつきを判断が不可能</p> <p>出来形のばらつきは、評価工種の工程能力図(測定点10点以上)により判断を行う。 なお、工程能力図が無い場合は、測定結果からばらつきを判断する。</p>												
<p>出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、土木工事施工管理基準の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p>													

工事成績採点の考査項目運用表

[記入方法] 該当する項目の に		マークを記入する。				検査員	
考査項目	A	A'	B	B'	C	D	E
	優れている	Bより優れている	やや優れている	Cより優れている	他の事項に該当しない	やや劣っている	劣っている
3 出来形及び出来ばえ 出来形	<p>機械設備工事 (土木)</p> <p>「評価対象項目」</p> <p>1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。</p> <p>2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。</p> <p>3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。</p> <p>4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p>5 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</p> <p>7 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</p> <p>8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>9 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。</p> <p>10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。</p> <p>11 製作に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。</p> <p>12 設備の据付及び固定方法が承諾図書どおり施工されていることが確認できる。</p> <p>13 出来形管理に使用する計測器具の点検等が行われ整理されていることが確認できる。</p> <p>14 その他( )</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 . . . . . A                  該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 . . . . . A'                  該当項目(評価値)が 70%以上80%未満 . . . . . B                  該当項目(評価値)が 60%以上70%未満 . . . . . B'                  該当項目(評価値)が 60%未満 . . . . . C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。                  対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)                  計算の値で評価する。                  評価値( ) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数                  なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	15	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	16	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
電気設備工事 通信設備工事 (土木)	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</p> <p>2 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。</p> <p>3 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>4 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p>6 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。</p> <p>7 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。</p> <p>8 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。</p> <p>9 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く(堅固)に取り付けている。</p> <p>10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>11 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>12 設備の外観・構造が承諾図書のとおり施工していることが確認できる。</p> <p>13 盤内機器の取り付け及び配線が整然と堅固に施工され仕上がり良好である。</p> <p>14 その他( )</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 . . . . . A                  該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 . . . . . A'                  該当項目(評価値)が 70%以上80%未満 . . . . . B                  該当項目(評価値)が 60%以上70%未満 . . . . . B'                  該当項目(評価値)が 60%未満 . . . . . C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。                  対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)                  計算の値で評価する。                  評価値( ) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数                  なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	15	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	16	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
建築工事 電気設備(建築) 機械設備(建築)	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 承諾図等が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>2 施工図等が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。</p> <p>4 出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる。</p> <p>5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。</p> <p>6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。</p> <p>7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。</p> <p>8 不可視部分となる出来形が工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p>9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分していることが確認できる。</p> <p>10 その他( )</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 . . . . . A                  該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 . . . . . A'                  該当項目(評価値)が 70%以上80%未満 . . . . . B                  該当項目(評価値)が 60%以上70%未満 . . . . . B'                  該当項目(評価値)が 50%以上60%未満 . . . . . C                  該当項目(評価値)が 50%未満 . . . . . D</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。                  対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)                  計算の値で評価する。                  評価値( ) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数</p>	11	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12	出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。		

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E		
3 出来形及び出来ばえ  品質	1 小規模工事	[評価対象項目] 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 材料の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 3 現地状況を勘察し、施工方法及び構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。 5 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。 6 緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。 7 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。 8 コンクリートの配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 9 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 13 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 14 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 15 床掘箇所への湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 16 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 17 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 18 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 19 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 20 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 21 二次製品の品質照合の書類(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。 22 対象物に有害なクラック、損傷が無い。 23 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 24 その他( )					25	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	26	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	2 コンクリート構造工事	[評価対象項目] 1 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 12 スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 スペースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 14 有害なクラックが無い。 15 その他( )					16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

< 小規模工事による評定 >  
 ・当初設計金額が500万円未満で、工種が多いなど工種毎に判断できない場合に使用。  
 ・小規模工事で評価する場合は、ばらつきの評価はしない。  
 ・ただし、当初設計金額が500万円未満でも工種毎の評価が可能な場合は工種毎に評価する。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するかどうかをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E	
3 出来形及び出来ばえ 品質	3 土工	[評価対象項目] 1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 3 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 6 芝付け及び種子吹付を設計図書で定められた条件で行っていることが確認できる。 7 構造物周辺の締固めを設計図書で定められた条件で行っていることが確認できる。 8 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 10 法面に有害な亀裂がない。 11 伐採除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 12 その他( )				13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	14	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	4 護岸・根固・水制工事	[評価対象項目] 1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 2 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 3 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 4 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 10 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 11 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 12 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 有害なクラックが無い。 15 その他( )				16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	5 鋼橋工事	[評価対象項目] [工場製作関係] 1 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 3 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 11 その他( )  [架設関係] 12 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 13 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーション(検定、調整等)を実施していることが確認できる。 14 高力ボルトの締め付けを中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 15 高力ボルトの品質が証明書類で確認できる。 16 支承の据付で、コンクリート面のチャッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることを確認していることが確認できる。 19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 21 その他( )				22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	23	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

## 工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E		
3 出来形及び出来ばえ 品質	6 砂防構造物治山構造物及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	<p>〔評価対象項目〕 〔共通〕</p> <p>1 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 8 鉄筋または鋼材の品質が証明書類で確認できる。 9 コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 10 スペースの品質及び個数が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 有害なクラックが無い。 12 その他( )</p> <p>〔砂防構造物工事・治山構造物工事に適用〕</p> <p>13 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 14 鉄筋の組立及び加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 施工基面を平滑に仕上げられていることが確認できる。 16 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 17 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。</p> <p>〔地すべり対策工事(集水井戸工事)〕</p> <p>18 ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 19 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 20 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。</p>					21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	7 舗装工事	<p>〔評価対象項目〕 〔路床・路盤工関係〕</p> <p>1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 2 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 6 路床盛土において、一層仕上がり厚を20cm以下とし、各層毎に締固めて施工していることが確認できる。 7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 8 瀝青材の散布(プライムコート、タックコート)が適正に施工されていることが確認できる。 9 その他( )</p> <p>〔アスファルト舗装工関係〕</p> <p>10 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験験りの結果又は生アス取扱要領による承認の書類により確認できる。 11 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 12 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 13 舗設後の交通解放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 14 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 15 縦目地及び横目地の位置、構造物との接地面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 17 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 18 その他( )</p> <p>〔コンクリート舗装関係〕</p> <p>19 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 20 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 21 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 22 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 23 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 24 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 25 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 26 その他( )</p>					27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	28	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E	
3 出来形及び出来ばえ  品質	8 法面工事	<p>〔評価対象項目〕 〔共通〕</p> <p>1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工)</p> <p>2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分に行っていることが確認できる。</p> <p>4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。</p> <p>5 その他( )</p> <p>〔種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工、植生ネット関係〕</p> <p>6 土壌試験(硬度、酸度等)を実施し、結果を施工に反映していることが確認できる。</p> <p>7 ネットや金網等の重ね幅が適切に確保されている。</p> <p>8 ネットや金網等が破損を生じていないことが確認できる。</p> <p>9 金網を固定するアンカーピンの施工本数、ピッチ、材質等が適切である。</p> <p>10 吹付け厚さが均等であることが確認できる。</p> <p>11 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>12 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>13 その他( )</p> <p>〔コンクリート又はモルタル吹付工関係〕</p> <p>14 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>15 金網の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる。</p> <p>16 金網が破損を生じていないことが確認できる。</p> <p>17 金網を固定するアンカーピンの施工本数、ピッチ、材質等が適切である。</p> <p>18 吸水性の吹付け面において、事前に給水させてから施工していることが確認できる。</p> <p>19 吹き付け厚さが均等であることが確認できる。</p> <p>20 吹き付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。</p> <p>21 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>22 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。</p> <p>23 法肩の吹付にあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。</p> <p>24 その他( )</p> <p>〔現場打法枠工関係〕</p> <p>25 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>26 アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。</p> <p>27 現場養生が設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。</p> <p>28 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>29 枠内に空隙がないことが確認できる。</p> <p>30 層間にはく離がないことが確認できる。</p> <p>31 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。</p> <p>32 その他( )</p> <p>〔アンカー工関係〕</p> <p>33 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>34 削孔におけるスライムやアンカーの施工長が、写真等で十分確認できる。</p> <p>35 必要な引っ張り試験等を行い、規格を満足していることが確認できる。</p> <p>36 充填材の注入が適正に行われていることが確認できる。</p> <p>37 アンカーキャップや支圧板の施工が良好である。</p> <p>38 その他( )</p>						39 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	40 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E	
3 出来形及び出来ばえ  品質	9 基礎工事及び地盤改良工事	〔評価対象項目〕 〔杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)〕 1 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 2 既設杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法等が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 支持地盤に達していることが、掘削長さ、掘削土砂等により確認できる。 7 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 8 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が設計図書を満足していることが確認できる。 9 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書を満足していることが確認できる。 10 ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 11 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 13 鋼材・鉄筋等の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 14 鋼材・鉄筋等の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないように、適切に処理されている。 15 その他( )				30	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	31	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			〔地盤改良関係〕 16 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 17 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 18 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 19 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 20 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 21 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 22 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 23 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 24 サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが、打込記録等により確認できる。 25 ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが、打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。 26 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 27 前記以外の改良工法について、記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。 28 盛り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが、記録で確認できる。 29 その他( )						
	10 海岸工事	〔評価対象項目〕 1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 9 その他( )				10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ 品質	11 コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	〔評価対象項目〕 1 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 13 スペースの品質及び個数が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 スペースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 15 プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 使用する装置及び機器のキャリブレーション(検査、調整)を事前に実施していることが確認できる。 17 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 18 プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 19 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 20 有害なクラックが無い。 21 その他( )					22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	12 塗装工事	〔評価対象項目〕 1 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) 2 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状況にしてから使用していることが確認できる。 5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10 その他( )					11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	13 トンネル工事	〔評価対象項目〕 1 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 5 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 7 坑内観測調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 9 鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 10 コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。 11 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 12 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 13 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 14 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 15 ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 16 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 18 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎ目が同一線上で施工していないことが確認できる。 19 その他( )					20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。



工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ  品質	14 植栽工事	〔評価対象項目〕 1 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 2 活着が促されるように管理していることが確認できる。 3 樹木等に損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 4 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 5 施工完了後、余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 6 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥していることが確認できる。 7 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 8 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 9 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 10 その他( )					11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	15 防護柵(ロックネット)・公園施設(遊具)・標識・区画線等	〔評価対象項目〕 1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の各種設置基準の規定を満足していることが確認できる。 2 材料の品質規格証明書が整備されている。 3 材料等において、共通仕様書記載の規格に従い適切に施工している。 4 材料の受け入れに際し、材料の検収が確実に行われたことが確認できる。 5 現場での材料養生など保管が適正に行われたことが確認できる。 6 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 7 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 8 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。 9 基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して施工していることが確認できる。 10 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。 12 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 13 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 14 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほりを取り除いて施工していることが確認できる。 17 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 18 プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 19 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 20 その他( )					21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	16 電線共同溝工事	〔評価対象項目〕 1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 2 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 4 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 6 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 10 その他( )					11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ 品質	17 港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む)	[評価対象項目] [共通] 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 8 その他( )  [浚渫・床掘関係] 9 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 10 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 11 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 12 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 13 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 14 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 15 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。(大型船による施工で、作業日数短縮等も含む) 16 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 17 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率の作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 18 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 19 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 20 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 21 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 22 その他( )  [地盤改良関係] 23 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 24 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 25 サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 26 べーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したべーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 27 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。 28 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。 29 盛り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 30 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 31 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 32 マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 33 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 34 その他( )  [マット・捨石及び均し関係] 35 マット、捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 36 マットが破損なく所定の幅で重ねあわせられていることが、写真記録等により確認できる。 37 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないように堅固に施工され、記録により確認できる。 38 裏込めが、既設構造物及び防砂目地板の破損なしに施工され、記録により確認できる。 39 その他( )	78 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	79 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。				

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ  品質	17 港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む)	[本体:杭及び矢板、控工関係]						
		40	鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。					
		41	鋼材の保管に当たり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。					
		42	杭及び矢板に損傷及び修補痕がなく施工されていることが確認できる。					
		43	杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。					
		44	腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。					
		45	タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。					
		46	溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。					
		47	その他( )					
		[本体:ケーソン据え付け、ブロック据付関係]						
		48	ケーソン仮置に先立ち仮置き場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。					
		49	ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。					
		50	ケーソン据付等及び中詰において、ケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。					
		51	コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。					
		52	ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。					
		53	ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。					
		54	ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。					
		55	ケーソン注水時の隔壁の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。					
		56	ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。					
		57	中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。					
		58	その他( )					
		[コンクリート関係]						
		59	配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。					
		60	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。					
		61	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。					
		62	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)					
		63	コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。					
		64	コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。					
		65	鉄筋(PC鋼材含む)の品質が、証明書類で確認できる。					
		66	鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
67	コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。							
68	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
69	圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。							
70	スペーサーを適切に配置し、鉄筋の被りを確保している。							
71	コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
72	プレビュー桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
73	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。							
74	PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
75	プレストレスング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
76	有害なクラックが無い。							
77	その他( )							

## 工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形 及び 出来ばえ  品質	18 機械設備 工事(土 木)	〔評価対象項目〕 1 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 20 その他( )				21 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	22 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。	
	19 電気設備 工事・照明 設備工事 (土木)	〔評価対象項目〕 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 2 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫して作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 13 その他( )				14 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	15 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。	
	20 通信設備 工事・変 電設備工 事(土木)	〔評価対象項目〕 1 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 7 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 13 その他( )				14 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	15 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。	

## 工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E	
3 出来形 及び 出来ばえ  品質	21 下水・管工 事	<p>[評価対象項目] [共通]</p> <p>1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 3 管やマンホール等にクラックや変形がない。 4 管やマンホールからの漏水がない。 5 管継ぎ手部、マンホール連結部の仕上げが良好である。 6 マンホールのインバート形状、勾配が適当で、表面仕上げが適切である。 7 マンホールの足掛け金物、鉄蓋等の付属品が適切に設置されている。 8 縁石、標識等の道路付属物の復旧が適切に行われている。 9 その他( )</p> <p>[開削工事関係] 10 土留め工の施工が適切で、周辺地盤への影響が見られない。 11 埋め戻しが適切に行われ、工事終了後の路面沈下がみられない。 12 舗装復旧が適切に行われ、路面の不陸が見られない。</p> <p>[推進工事関係] 13 管推進に伴う周辺地盤への影響が見られない。 14 立坑の復旧が適切に行われ、路面の沈下、不陸が見られない。 15 薬液注入に伴う管理が適切で、観測井も適切に復旧されている。 16 有害なクラックがない。</p>				17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	18	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	22 建築工事	<p>[評価対象項目]</p> <p>1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 7 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 9 その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 12 (解体工事)発生材処理の管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 13 (解体工事)施工計画書に定められた発生材処理計画により管理されている。 14 (解体工事)発生材処理証明(マニフェスト)が適切である。 15 (解体工事)請負者の発生材処理計画による独自の発生材処理管理記録が整備されている。 16 (解体工事)適切なりこわし手順の施工が確認できる。 17 その他( )</p>				18	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	23 電気設備 工事(建 築)	<p>[評価対象項目]</p> <p>1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 12 その他( )</p>				13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	14	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E	
3 出来形及び出来ばえ  品質	24 機械設備工事(建築)	〔評価対象項目〕 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 12 その他( )				13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	14	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	25 ほ場整備工・整地工・進入路工・暗渠排水工・用排水路工・道路工・2次製品(U字溝・BF・L型・ボックスカルバート・ブロック類)	〔評価対象項目〕 〔共通〕 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 その他( ) 〔整地工〕 4 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で行っている。 5 濁り等の防止に十分留意して施工している。 6 基盤切盛が適正に施工され、基盤の均平度が良好である。 7 表土が十分確保され、かつ均平度が良好である。 8 石礫や雑物が適正に処理されている。 9 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 10 法面に有害な崩壊や損傷部がない。 11 進入路は耕作に支障がないように施工されている。 12 取水口、排水工は耕作に支障がないように施工されている。 13 法面・畦畔等の締固めが適切に施工されている。 〔道路工〕 14 盛土の締固めが適切に施工されている。 15 法面に有害な崩壊や損傷部がない。 16 敷砂利の厚さが確保されている。 〔水路工〕 17 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 18 用・排水路の法面のとおりがよい。 19 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。 20 用・排水路の縦断勾配等は、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 21 構造物の埋め戻しは、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 22 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 23 2次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 24 2次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。				25	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	26	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	26 農地造成工・テラス・土壌改良・改良山成	〔評価対象項目〕 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で行っている。 4 防災施設が施工計画のとおり施工している。 5 伐開物処理は、関係法令により適切に処理されている。 6 抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されている。 7 基盤造成、法面植生、雑物及び石礫除去、耕起は、仕様書及び設計図書により施工されている。 8 砕土は、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良材との効果的な混合が図られている。 9 その他( )				10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ  品質	27 管水路	〔評価対象項目〕 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 中心線の通りがよい。 4 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 5 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる。 6 地盤面、基礎面に不陸が生じないことが確認できる。 7 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 8 仕切り弁等の据付けに十分な注意を払っていることが確認できる。 9 給水栓の設置にきめ細かな施工がうかがえる。 10 コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 11 その他( )					12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	28 フィルダム・ため池	〔評価対象項目〕 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 基礎処理施工要領及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。 4 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 5 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 6 気象条件を考慮した施工が確認できる。 7 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶり等は工事図面に示されたとおり施工している。 8 コンクリートの供試体が該当現場のものであることが確認できる。 9 その他( )					10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	29 コンクリート2次製品 (U字溝類・L字類・ボックスカルバート類・ブロック積・L型擁壁工・縁石工・地先境界ブロック・ブロック舗装工)	〔評価対象項目〕 〔共通〕 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 4 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 5 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 6 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 7 その他( ) 〔擁壁類(補強土擁壁は除く)〕 8 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてない。 9 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 10 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。 11 端部における地山とのするつけが適切である。 12 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 13 コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。 〔用排水施設〕 14 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 15 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 16 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 17 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 18 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 19 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 20 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 21 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。					22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ  品質	30 地すべり防止・抑止杭工	[評価対象項目] 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 抑止杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 4 抑止杭に打ち止め管理方法または、場所打ち杭の施工方法が整備され、かつ記録が確認できる。 5 抑止杭の偏心管理が確認できる。 6 偏心量が全て管理基準以内で施工されている。 7 溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる。 8 杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。 9 グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 10 グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 11 杭上の梅戻しが、丁寧に施工されている。 12 その他( )					13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	31 施設機械設備(用排水ポンプ)	[評価対象項目] 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 4 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 5 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 6 配電盤類の関係書基準に基づき、各種試験が行われている。 7 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 8 電線類の接続部が適切に処理されている。 9 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 10 シーケンスに従い、正常に動作した。 11 ビット内の電線類は、行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 12 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 13 設置工事は適切な深さと関係書基準に基づき配置されている。 14 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 15 その他( )					16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	32 施設機械設備(水門設備・除塵設備)	[評価対象項目] 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 4 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 5 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 6 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 7 電線類の接続部が適切に処理されている。 8 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 9 その他( )					10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	33 水管橋	[評価対象項目] 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 4 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 5 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 6 その他( )					7 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	8 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。



工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E		
3 出来形及び出来ばえ  品質	34 魚礁工	〔評価対象項目〕 〔コンクリート製〕 1 配合試験や品質証明書等により、適切なコンクリートの規格(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 3 コンクリートの打設が気象条件に適した運搬時間、締め時のバイブレーターの機種、養生方法等適切に行っている。 4 コンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 5 型枠の取り外し時のコンクリートの強度が適正に管理されている。 6 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 7 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 8 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 9 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 10 スペースの材質が適正で、品質が確認できる。 11 スペースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 12 その他( ) 〔鋼製〕 13 材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 14 材料の工作及び部材組立が適正になされている。 15 溶接材料の選定及び管理が適正になされている。 16 開先の確認及び母材の清掃が確認できる。 17 溶接作業にあたり作業員の技量確認を行っている。 18 溶接施工が作業条件に応じて適正になされている。 19 溶接外観検査で基準を満足している。 20 ボルトの締め付けが適切に行われている。 21 その他( ) 〔FRP製〕 22 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 23 材料等において、共通仕様書等の記載の規格に従い適切に施工している。 24 その他( )					25	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	26	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	35 山腹工・柵工・筋工・積苗工・伏工工事	〔評価対象項目〕 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。 4 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。 5 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。 6 植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 7 植栽木に損傷や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 8 背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。 9 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。 10 その他( )					11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E	
3 出来形及び出来ばえ  品質	36 補強土壁工	[評価対象項目] [共通項目]				19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		1	プレキャスト製品・材料等の品質が品質規格証明書等により的確に確認できる。						
		2	材料(補強材、壁面材等)を仮置きする場合は、共通仕様書に従い適切に処理している。						
		3	現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。						
		4	補強材や壁面材の施工に関し、共通仕様書や各マニュアルに基づき適切に施工されている。						
		[テールアルム]							
		5	盛土材料の土質が適正である。						
		6	盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。						
		7	盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。						
		8	その他( )						
		[EPS]							
		9	発泡スチロールを傾斜面上に設置する場合、地山と一体となるような施工がなされている。						
		10	排水対策に十分留意しながら、適切に施工している。						
		11	発泡スチロールの設置にあたり、段差などが生じないように適切に施工している。						
		12	その他( )						
		[FCB]							
		13	気泡混合土を傾斜面上に設置する場合、地山と一体となるような施工がなされている。						
		14	気泡混合土を、気泡の破壊や材料分離が生じないように、施工厚さと施工方法に留意しながら、適切に施工している。						
15	気泡混合土を、降雨や地下水に留意して適切に施工している。								
16	気泡混合土の打ち継ぎに際し、著しいレイタンスや土、ごみなどをはさまないように適切に施工している。								
17	その他( )								
18	その他( )								
37 自然石工 鉄線籠工	37 自然石工 鉄線籠工	[評価対象項目] [自然石積(張)・巨石積(張)]				18	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		1	石材を現地採取する場合、指定場所から採取している。						
		2	石の粒径が設計図書に示された大きさであり、硬度も十分なものを使用している。						
		3	施工に先立ち、石の洗浄を行い付着物を除去している。						
		4	粒径の大きな石を根石部に配置したり、現場状況に応じた石の組合わせで施工されている。						
		5	裏込材、胴込コンクリートの充てんまたは締固めが充分で空隙が生じてなく、裏込材の吸い出しのおそれがない。						
		6	石積(張)工の端部や曲線部の処理、強度、水密性が適切である。						
		7	目地材の配置が適切で、設置箇所においてははみ出し等がみられない。						
		8	水抜きパイプは所定の規格のもので施工され、配置、吸い出し防止等についても適切な施工となっている。						
		9	遮水シートが所定の幅で重ね合わされ、端部処理が適切である。						
		10	基礎コンクリート、天端コンクリート、小口止工等の施工、養生が適正に行われている。						
		11	その他( )						
		[鉄線籠]							
		12	詰石は編目よりやや大きめの石を使用し、扁平な石が混入されてない。						
		13	籠の内部に空隙がないよう施工している。						
		14	結束線は内面に向けて折り込んでいる。						
		15	鉄線籠型多段積において、連結が適正に行われている。						
16	吸い出し防止材を上流側を上面として重ね合わせ、適正に敷設している。								
17	その他( )								
38 暗渠排水 工事	38 暗渠排水 工事	[評価対象項目] [暗渠排水工関係]				7	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	8	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		1	暗渠排水の施工にあたり、表土と基盤土の混合を防止していることが確認できる。						
		2	暗渠排水の被覆材の厚さを確保し、かつ、管体を十分被覆していることが確認できる。						
		3	暗渠排水が所定の深さ及び勾配で敷設していることが確認できる。						
		4	暗渠排水の配管接合部において、確実に接合されていることが確認できる。						
		5	暗渠排水において、掘削溝底部が凹凸、蛇行のないように施工されていることが確認できる。						
6	その他( )								

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形 及び 出来ばえ  品質	39 矢板工事	[評価対象項目] 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 4 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆表面に損傷を与えないように、適切に処理されている。 5 矢板に損傷及び補修痕がなく施工されている。 6 矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 7 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 8 タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 9 タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 10 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 11 その他( )					12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	40 根固・捨石 ブロック工 事	[評価対象項目] 1 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されている。 2 気象海象条件に適した運搬、打設、締め固め、据付を行っている。 3 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 コンクリートの現場養生が、仕様書の規定に従い適切に実施されている。 5 コンクリートブロックの転置、仮置、運搬、据付に際し、強度確認を行っている。 6 コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。 7 捨石基礎の均し面が平坦(設計図書に示された基準内)に仕上げられているのが確認できる。 8 ブロック据付等において、ブロック及び既設構造物等の破損がなく、所定の精度で施工されている。 9 海上水上運搬・据付作業を行う場合、台船等の積載能力に応じた積込み個数としている。 10 その他( )					11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	41 撤去、解 体、除去等 のみの工 事(旧橋撤 去、流木除 去等)	[評価対象項目] 〔撤去、解体、除去工関係〕 1 騒音対策、振動対策、飛散防止対策等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 適切な撤去、解体、除去等の手順が確認できる。 3 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 4 施工計画に定められた発生材処理計画により管理され、記録が整理されている。 5 解体物の転倒、崩落、飛散等の安全を考慮して施工されている。 6 その他( )					7 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	8 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	42 河川の浚 渫工事	[評価対象項目] 〔河川の浚渫工関係〕 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 4 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 5 その他( )					6 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	7 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形 及び 出来ばえ  品質	43 維持工事 (路面維持 工事、応急 処理工事 等)	〔評価対象項目〕 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。  5 理由： 6 理由： 7 理由： 8 理由：				9	品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	10 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。
	〔判断基準〕 該当項目が6項目以上……A 該当項目が5項目……A' 該当項目が4項目……B 該当項目が3項目……B' 該当項目が2項目以下……C  注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。							
	44 修繕工事 (橋脚補 強、耐震補 強、落橋防 止等)	〔評価対象項目〕 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。  5 理由： 6 理由： 7 理由： 8 理由：				9	品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	10 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。
〔判断基準〕 該当項目が6項目以上……A 該当項目が5項目……A' 該当項目が4項目……B 該当項目が3項目……B' 該当項目が2項目以下……C  注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。								

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E																																	
3 出来形及び出来ばえ  品質	45 上記以外の工種  工種:	〔評価対象項目〕					9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
		1	理由:																																						
		2	理由:																																						
		3	理由:																																						
		4	理由:																																						
		5	理由:																																						
		6	理由:																																						
		7	理由:																																						
		優れている	Bより優れている	やや優れている	Cより優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である																																	
	判断基準	<p>品質の 評価対象工種(工種欄の にチェック( )した工種)において、該当項目として D や E が無い場合。</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工種で評価対象となる項目は にチェック( )し、その内該当項目は にチェック( )する。                  対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)                  計算の値で評価する。                  評価値(%) = 評価( )数 / 対象評価項目( )数                  なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。</p> <p>&lt; A &gt; 対象工種がばらつきによる評価が不適切な工種</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     対象工種: 小規模工種(当初設計金額500万円未満)、機械設備工種(土木)、電気通信工種(土木)、通信設備工種・受変電設備工種(土木)、建築工種、電気設備工種(建築)、機械設備工種(建築)、撤去・解体・除去等のみの工種、河川・港湾浚渫工種、維持・修繕工種撤去のみの工種                 </div> <p>該当項目が90%以上……………A                  該当項目が80%以上90%未満……………A'                  該当項目が70%以上80%未満……………B                  該当項目が60%以上70%未満……………B'                  該当項目が60%未満……………C</p> <p>&lt; B &gt; 対象工種がばらつきによる評価が適切な工種</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     対象工種: &lt; A &gt; 以外の工種                 </div> <p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。                  [関連基準、施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                  ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。</p> <p>「ばらつき」                  概ね50%以下                  概ね80%以下                  80%超える、又はばらつきで判断不可能</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>90%以上</td> <td>A</td> <td>A'</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75%以上90%未満</td> <td>A'</td> <td>B</td> <td>B'</td> <td>B'</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%以上75%未満</td> <td>B</td> <td>B'</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%未満</td> <td>B'</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>					評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		90%以上	A	A'	B	B		75%以上90%未満	A'	B	B'	B'		60%以上75%未満	B	B'	C	C		60%未満	B'	C	C	C	品質の評価対象工種において、該当項目に D がある場合。	品質の評価対象工種において、該当項目に E がある場合。
評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
	90%以上	A	A'	B	B																																				
	75%以上90%未満	A'	B	B'	B'																																				
	60%以上75%未満	B	B'	C	C																																				
	60%未満	B'	C	C	C																																				

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び出来ばえ  出来ばえ	1 小規模工事	1 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するように施工されている。 2 仕上げが良い。 3 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4 施工対象物の通りが良い。 5 細部まできめ細やかな施工がされている。 6 全体的な美観がよい。 7 クラック、隙間、がたつきが等がない。 8 総合的な機能がよい。 9 その他( )			
	2 コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 治山構造物 海岸工事 トンネル工事	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 クラックがない。 5 漏水がない。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )			
	3 土工事 (盛土・築堤工事等)	1 仕上げが良い。 2 通りが良い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )			
	4 切土工事	1 規定された勾配が確保されている。 2 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 3 法面勾配の変化部について、干渉部等を設けるなど適切に施工されている。 4 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 5 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )			
	5 護岸・根固・水制工事 自然石工・鉄線籠工 根固・捨石ブロック工事	1 通りが良い。 2 材料のかみ合わせが良く、クラックがない。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 既設構造物とのすりつけが良い。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )			
	6 鋼橋工事 (堰、水門等工場製作を含む)	1 表面に補修箇所が無い。 2 部材表面に傷、錆が無い。 3 溶接に均一性がある。 4 塗装に均一性がある。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )			

## 工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の( )にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び出来ばえ  出来ばえ	7 地すべり防止工事 抑止杭工事	1 地山との取り合いが良い。 2 天端、端部の仕上げが良い。 3 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4 全体的な美観が良い。 5 その他( )			
	8 舗装工事	1 舗装(又は路盤)の平坦性が良い。 2 構造物の通りが良い。 3 端部処理が良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 雨水処理が良い。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )			
	9 法面工事	1 通りが良い。 2 植生、吹付等の状態が均一である。 3 端部処理が良い。 4 全体的な美観が良い。 5 その他( )			
	10 基礎工事(地盤改良等を含む) 矢板工事	1 土工関係の仕上げが良い。 2 通りが良い。 3 端部及び天端仕上げが良い。 4 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 5 その他( ) 6 主たる工種が地盤改良の場合は、C評価とする。			
	11 コンクリート橋上部工事	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 支承部の仕上げが良い。 5 クラックがない。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )			
	12 塗装工事(工場塗装を除く)	1 塗装の均一性が良い。 2 細部まできめ細かな施工がされている。 3 補修箇所がない。 4 ケレンの施工状況が良好である。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )			
	13 植栽工事	1 樹木の活着状況が良い。 2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 3 支柱の取り付けが堅固である。 4 全体的な美観が良い。 5 その他( )			

## 工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の( )にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び出来ばえ  出来ばえ	14 防護柵(ロックネット)・公園施設(遊具)工事	1 通りが良い。 2 端部処理が良い。 3 部材表面に傷及び錆が無い。 4 既設構造物とのすりつけが良い。 5 きめ細やかに施工されている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )			
	15 標識工事	1 設置位置に配慮がある。 2 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 3 標識板の支柱に変色が無い。 4 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 5 全体的な取り扱いがしやすい。 6 その他( )			
	16 区画線工事	1 塗料の塗布が均一である。 2 視認性が良い。 3 接着状態が良い。 4 施工前の清掃が入念に実施されている。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )			
	17 港湾築造工事(海岸築造工事を含む)	1 構造物の通りがよい。 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 3 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 4 きめ細やかな施工がなされている。 5 全体的な美観が良い。 6 クラックがない(コンクリート工事が含まれる場合)。 7 その他( )			
	18 港湾築造工事(地盤改良工事を含む)	1 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 3 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 4 浚渫及び盛り等土砂が適切に処理されている。 5 その他( )			
	19 機械設備工事(土木)	1 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 2 きめ細やかな施工がなされている。 3 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 4 溶接、塗装、組立等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )			



## 工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の( )にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び出来ばえ  出来ばえ	20 電気設備工事(土木) 照明設備工事(土木) その他類似工事(土木)	1 きめ細やかな施工がなされている。 2 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 4 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )			
	21 維持修繕工事	1 小構造物等にも細心の注意が払われている。 2 きめ細やかな施工がなされている。 3 既設構造物とのすり付けが良い。 4 全体的な美観が良い。 5 その他( )			
	22 電線共同溝工事	1 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 2 公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )			
	23 通信設備工事(土木) 受変電設備工事(土木) その他類似工事(土木)	1 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 2 公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )			
	24 下水道・管工事	1 通りがよい。 2 目地、端部の仕上げが良い。 3 既設構造物とのすり付けが良い。 4 埋め戻し、路面復旧の状態がよい。 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 6 その他( )			
25 建築工事	1 きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 6 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 7 保全に配慮した施工がなされている。 8 (解体工事)整地、清掃状況が特に良好である。 9 (解体工事)既存部分や関連設備との調整がなされ良い仕上がりである。 10 その他( )				

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の( )にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び出来ばえ  出来ばえ	26 電気設備工事(建築)	1 きめ細やかな施工がなされている。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 環境負荷低減への対策が優れている。 5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 その他( )			
	27 機械設備工事(建築)	1 きめ細やかな施工がなされている。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 環境負荷低減への対策が優れている。 5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 その他( )			
	28 ほ場整備工	1 均平度、又は面勾配がよい。 2 石礫、雑物等が良好に処理されている。 3 営農に十分配慮された施工がなされている。 4 土工の仕上げがよい。 5 土工の通りがよい。 6 土工の構造物等へのすりつけがよい。 7 畦畔の仕上げ及び通りがよい。 8 用・排水路の通りがよい。 9 コンクリート構造物の通りがよい。 10 全体的な美観がよい。 11 その他( )			
	29 農地造成工	1 勾配がよい。 2 土工の仕上げがよい。 3 土工の通りがよい。 4 畦畔の仕上げ及び通りがよい。 5 雨水処理がよい。 6 排水路の通りがよい。 7 全体的な美観がよい。 8 その他( )			
	30 管水路工	1 管の通りがよい。 2 付帯コンクリート構造物の肌がよい。 3 付帯コンクリート構造物の通りがよい。 4 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 5 全体的な美観がよい。 6 その他( )			

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の( )にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び出来ばえ  出来ばえ	31 フィルダム・ため池	1 土工の仕上げがよい。 2 土工の通りがよい。 3 土工の構造物等へのすりつけがよい。 4 吹き付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 5 コンクリート構造物の肌がよい。 6 コンクリート構造物の通りがよい。 7 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 8 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 9 漏水がない。 10 施設の通りがよい。 11 全体的な美観がよい。 12 その他( )			
	32 コンクリート2次製品	1 構造物の通りがよい。 2 材料の連結、かみ合わせがよい。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 クラックがない。 5 漏水がない。 6 土工の仕上げが良い。 7 全体的な美観が良い 8 その他( )			
	33 施設機械設備・用排水ポンプ・水門・除塵設備	1 主設備、関連施設等にきめ細かな施工がなされている。 2 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 3 製作上の補修痕跡がない。 4 全体的な取り扱いがしやすい。 5 その他( )			
	34 水管橋	1 表面に傷、錆、補修箇所がない。 2 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 3 管の通りがよい。 4 付帯コンクリート構造物の肌が良い。 5 付帯コンクリート構造物の通りが良い。 6 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 7 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 8 全体的な美観がよい。 9 その他( )			

## 工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック( )し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び 出来ばえ  出来ばえ	35 魚礁工	【コンクリート製】 1 構造物の肌が良い。 2 構造物の通りが良い。 3 構造物にクラックがない。 4 全体的な美観が良い。 5 その他( ) 【鋼製】 6 表面に補修箇所がない。 7 部材表面に傷、錆がない。 8 溶接に均一性がある。 9 全体的な美観が良い。 10 その他( ) 【FRP製】 11 通りが良い。 12 端部処理が良い。 13 部材表面に傷、錆がない。 14 既設構造物とのすり付けが良い。 15 きめ細かな施工がなされている。 16 全体的な美観が良い。 17 その他( )			
	36 山腹工	1 通りが良い。 2 材料の連結、かみ合わせがよい。 3 端部処理がよい 4 地山とのすり付けがよい 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )			
	37 補強土壁工	1 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 2 基礎上面の平坦性が良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )			
	38 暗渠排水工事	1 仕上げが良い。 2 埋め戻しの状態が良い。 3 通りが良い。 4 暗渠排水の機能が発揮されている。 5 構造物とのすりつ付けが良い。 6 その他( )			
	39 撤去、解体、除去工事	1 きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりがよい。 2 整地、清掃状況が特に良好である。 3 既存部分や関連施設との調整がなされ、良い仕上がりの状況である。 4 その他( )			

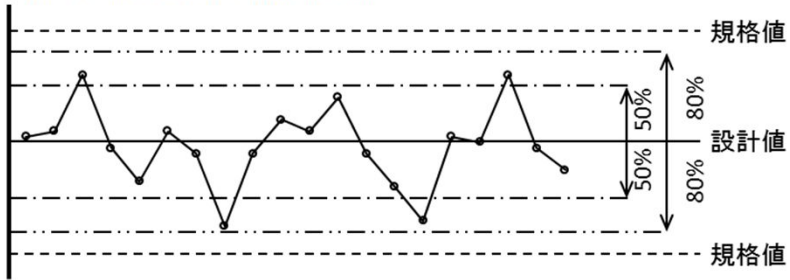


1 出来形及び品質のばらつき考え方

[工程能力図の場合]

(1) 上・下限値がある場合

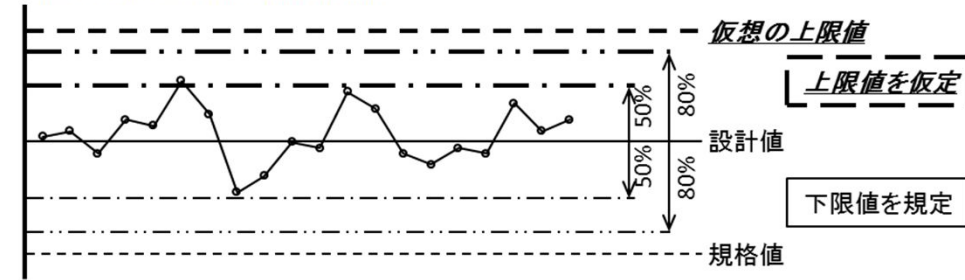
① ばらつきが50%以下と判断される例



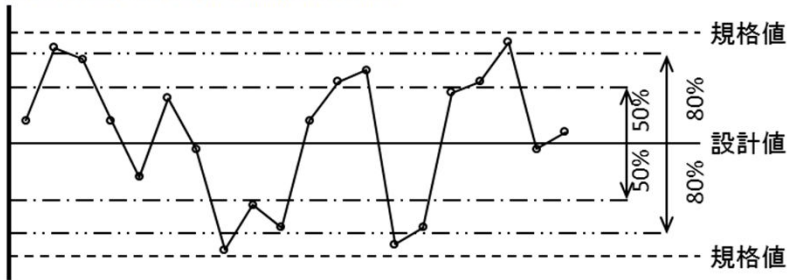
(2) 下限値のみの場合

注) 仮想の上限値は、プラス側に規格値(マイナス)と同値を設定する。

① ばらつきが50%以下と判断される例

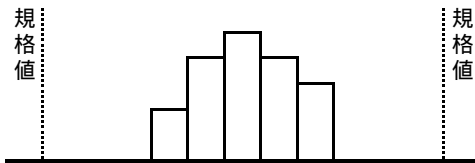


② ばらつきが80%以下と判断される場合

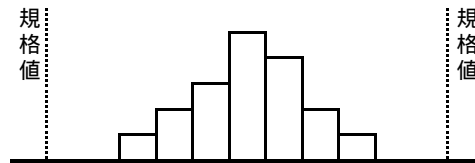


[度数表またはヒストグラムの場合]

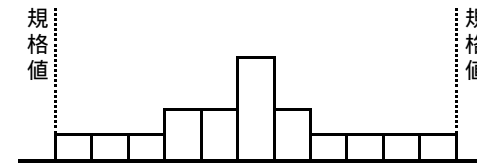
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2 多工種複合工事の取扱い

(1) 工事に占める割合(直接工事費の割合でよい。)が概ね50%を超える工種がある場合は、主たる一つの工種で評定する。

(2) 工事に占める割合が50%を下回る工種の場合は、複数の工種で評価することとするが、工事に占める割合が概ね30%以上の工種とし、最大3工種までとする。

(3) 上記に該当する工種がない場合は、「上記以外の工事」欄を活用する。

(4) 工場で製作される構造物も評価の対象とする(例:プレテンション桁はコンクリート橋工事で評価)。

3 その他

(1) 「施工プロセス」のチェックリスト(案)を活用して評定を行う。

(2) 「5 創意工夫」及び「6 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行う。

「施工プロセス」のチェックリスト

1 工事名 平成 年度交付建設第 - - x号 工区 道路改良工事  
 2 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日  
 3 受注業者 建設(株) 主任監督員 職氏名:主任技師

主任監督員は、工事毎に「施工プロセス」を確認することとし、完成検査時にその結果(チェックリスト)を検査員に提出する。  
 「施工プロセス」のチェックリストは、当初設計金額500万円以上の工事を実施し、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを確認する。  
 チェック欄では、その内容に不備があった場合にレマークを記入し、その月日を記入する。  
 なお、不備があった場合は、備考欄に改善指示及びその是正状況等を記入する。  
 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後(変更指示書含む)とする。

(1/2)

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期			備考(指示・改善状況)		
				着手前	施工中	完成時			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1 施工体制一般	契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表または請負代金内訳書(契約で定められた場合)が提出された。(契約後)	( / )				
		2 工事カルテ 工事請負代金500万円以上が対象	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成時)	( / )	( / )	( / )			
		3 建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後)	( / )					
		4 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(ステッカー)や建設業許可標識、労災保険関係の項目が、現場の見やすい場所に掲示されている。(施工時)		( / )					
		5 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時)		( / )					
		6 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時)		( / )					
		7 施工体制台帳、 施工体制図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、変更時)	( / )					
		8 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)		( / )					
		9 施工体制台帳に、下請負金額を記入している。(施工時の当初、変更時)		( / )					
		10 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)		( / )					
		11 施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回/月程度)		( / )					
		12 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)		( / )					
		13 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)		( / )					
		14 建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者(主任技術者)を正しく記載している。(施工時)	( / )					
15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	15 現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。(施工時)	( / )					
			・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時)	( / )					
		17 18 19 20 21 22 23 24 25	17 18 19 20 21 22 23 24 25	配置技術者/現場代理人・監理技術者・主任技術者	17 作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時)	( / )	( / )	
					18 専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時)	( / )	( / )	
					19 潜水作業従事者の配置	・港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。(施工計画時、施工時)	( / )	( / )	
					20 海上起重作業船団長の配置	・港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。(施工計画時、施工時)	( / )	( / )	
					21 監理技術者(主任技術者)の専任制	・監理技術者の資格者証の内容を確認した。(監理技術者の場合、施工時)	( / )		
					22 配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)	( / )			
					23 現場に常駐していた。(現場代理人と別の場合、施工時)	( / )			
					24 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)	( / )			
					25 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)	( / )			

